

## 6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

国では、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、各種の啓発活動に取り組むこととしています。事業主の方々をはじめ地域の皆さんには、外国人労働者の適正な就労の促進と不法就労の防止等について、ご理解とご協力をお願いいたします。

■詳しくは、  
ハローワーク稚内  
(公共職業安定所)  
☎0162-34-1120

## 6月1日～10日は「電波利用保護旬間」です

暮らしを支える電波はルールを守って正しく使しましょう

電波の利用は、携帯電話の普及に代表されるように住民生活や様々な社会経済活動にとって不可欠なものとなり、急速に増大しています。

しかし、車両に搭載された不法CB無線、不法アマチュア無線、不法パーソナル無線と呼ばれる多くの不法無線局が、人命・財産にかかわる重要無線通信に対して妨害を与え、またテレビやラジオに受信障害を与えるなど住民に多大な迷惑をかけ社会的な問題を起こしています。このため、総務省では、広く国民に電波利用環境保護の大切さを訴えるため、6月1日の「電波の日」から10日間を「電波利用保護旬間」と定め、電波利用

に関する周知・啓発活動を全国的に展開しています。

電波に関するお問い合わせは、北海道総合通信局まで

- 不法無線局、混信・妨害  
☎011-737-0099
  - テレビ・ラジオの受信障害  
☎011-737-0033
  - 電話、携帯電話サービス  
☎011-709-3956
  - 電波利用料  
☎011-709-6000
  - その他の行政相談  
☎011-709-3550
- 電子メールによるお問い合わせ  
[sodan@rbt.soumu.go.jp](mailto:sodan@rbt.soumu.go.jp)

## 水道業務を委託しました

平成17年度の水道業務を下記のとおり委託しましたのでお知らせします。

- 委託業務  
幌延町簡易水道メーター器検針及び水道料徴収業務  
(下水道料も含む)
- 委託期間  
平成17年4月1日  
～平成18年3月31日
- 委託を受けた者  
幌延地区  
吉原 明美さん(宮園町1)  
問寒別地区  
小平美恵子さん(字問寒別)

情報

インフォメーション

## 6月1日は「人権擁護委員の日」です

稚内人権擁護委員協議会では人権擁護委員の日に合わせて全国一斉の特設相談所を開設します。

相談は、離婚など家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめ事など、幅広い内容となっています。

相談内容についての秘密は守られ、難しい手続きも必要ありませんので、お気軽にお越しください。なお、幌延町には町長からの推薦を受けて法務大臣が委嘱した人権擁護委員が2名います。

- 飯沢 弘さん(栄町)  
☎5-1379
- 前田 忠實さん(字問寒別)  
☎6-5150

## 全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所

日時▶平成17年6月1日(水)  
午前10時～午後5時  
場所▶幌延町役場  
相談▶無料